

平成30年7月豪雨により 被災された商店街の皆様へ

中小企業庁
からの
ご案内

被災された商店街（間接被害含む）に対して、
商店街機能の回復に向けた各種支援策を講じます。



商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

制度概要

- 災害により被害を受けた商店街等が行う、アーケードの改修等や、商店街によるにぎわい創出に取り組む費用を支援します。

対象者

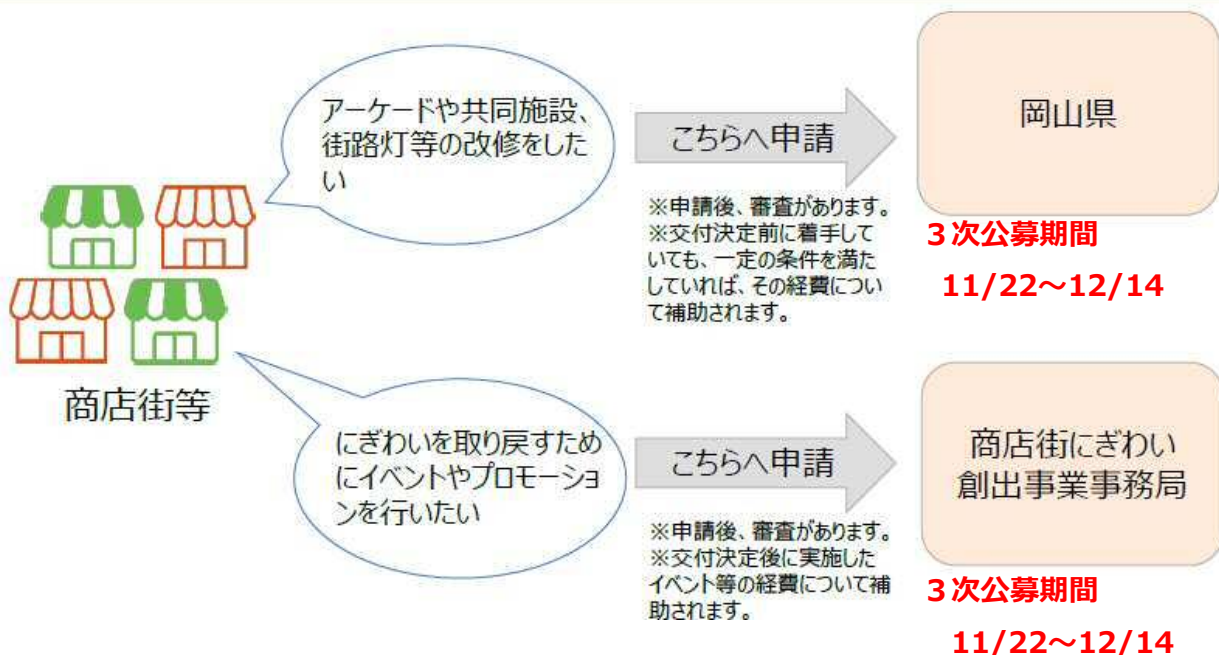
●平成30年7月豪雨により
被害を受けた商店街組織

※施設復旧は交付決定前の事業も
対象とすることが可能です。

条件等

- 補助率：・施設復旧：3 / 4（国1/2、県1/4）
・にぎわい創出：10 / 10（上限：100万円）
- 対象費目：・施設復旧：アーケードの改修等にかかる費用
・にぎわい創出：にぎわい回復のための事業費用

● 申請の方法



○施設復旧事業については、岡山県産業労働部経営支援課（086-226-7353）へお問い合わせください。

○にぎわい創出事業については、商店街賑わい創出事務局へお問い合わせください。

電話：03-6262-8116 Eメール：nigiwai@syoutengai-shien.com03-6262-8116

<http://www.syoutengai-shien.com/nigiwai/180831nigiwai.html>



中小企業庁
H P



中小企業庁平成30年7月豪雨 |

検索



商店街災害復旧等事業

事業費の3/4補助

平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街の共同施設の改修等に要する費用を支援します。



浸水によるカラー舗装損傷



河川等の氾濫により
商店街に浸水



浸水により街路灯が故障



※岡山県内全域の商店街が対象

● 補助対象について

- ・対象者 商店街組織（商店街組織には任意組織が含まれます）
- ・補助率 事業費の3/4
（国1/2、県1/4）（上限額・下限額の設定なし）
- ・対象経費 共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、アーケード、駐車場、放送機器等の電気設備、路面舗装等の復旧に必要な経費が補助対象となります。
- ・その他 豪雨災害から交付決定までに行われた復旧事業に要する経費についても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められた場合は補助金交付の対象となります。

- 既に着手された復旧事業もご相談に応じます
- 商店街の個店の施設・設備等は対象となりません
- 3次公募 平成30年12月14日まで

● お問い合わせ先

中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課
Tel. 082-224-5655
岡山県産業労働部経営支援課
Tel. 086-226-7353

商店街にぎわい創出事業

100万円まで100%（定額）補助

平成30年7月豪雨により被害を受けた商店街等（下図の自治体に所在する商店街）が行う、にぎわい創出のためのイベント等の事業に対して補助を行います。



復興イベント・祭り



空き店舗を活用した
チャレンジショップ型のバザー



防災イベント



仮設住宅生活者向け
移動販売



子ども向けのアクティビティ



matcha・グルメイベント



※岡山県内全域の商店街が対象

● 補助対象について

- ・対象者 商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体（商店街組織には任意組織が含まれます）
- ・上限額 1商店街組織あたり100万円（定額）
- ・申請回数 2回まで申請可能
- ・対象経費 イベント会場の借料やステージの設営費、ポスターの印刷費など事業実施に必要な経費が補助対象となります
- ・その他 複数の商店街が共同で実施する場合も対象となります

● 既存のイベントでも利用可能です

- 申請書は3枚程度です
- 3次公募 平成30年12月14日まで

● お問い合わせ先

商店街にぎわい創出事業事務局
Tel. 03-6262-8116
中国経済産業局 産業部 流通・サービス産業課
Tel. 082-224-5655